

地域子ども・子育て支援事業の対応案について

1 概要

地域子ども・子育て支援事業については、今後 5 年間の量の見込みと確保方策を町の子ども・子育て支援事業計画に記載する。

計画上、確保方策は見込み量に対し、平成 31 年度までに 0 以上(プラス)になる必要がある。

量の見込みは、以前(6月)提示したものから、国の提案する補正方法を参考にして一部補正している。

2 対応案

(1) 利用者支援事業

当面は子育て支援センターぽけっとで対応することとし、平成 27 年度以降、よりよい事業の実施形態の検討を行う(早ければ平成 28 年度から事業を開始する)。

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育てひろば事業を実施する場所の数を確保方策とする。

現在、子育て支援センターぽけっとと児童館(青少年会館)でひろば事業が行われているが、平成 27 年度以降、よりよい実施形態の検討を行う。

(3) 妊婦健康診査

従来どおり、着実に事業を実施する(平成 27 年度~)。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

従来どおり、着実に事業を実施する(平成 27 年度~)。

(5) 養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

従来どおり、着実に事業を実施する(平成 27 年度~)。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)

児童相談所の一時保護等で対応することとし、事業は実施しない。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

支援会員を養成し、量の見込みに見合う提供体制を整える(平成 27 年度~、平成 31 年度に目標達成)。

(8) 一時預かり事業

当初の見込み量から日常的・緊急時等に祖父母等に見てもらえると回答した割合を除く補正をしている。

一時預かりを提供できる場所を増やす(平成27年度～、平成31年度に目標達成)。

幼稚園では、すべての施設での預かり保育の実施を目指す。また、長期休暇中の預かり保育も対応できる施設数を増やす。

保育所では、待機児童の状況(通常保育の受入れ状況)をふまえながら、提供できる施設数を増やす。

(9) 延長保育事業(時間外保育事業)

保育所を利用している人が、確実に利用できる体制を整えていく(平成27年度～)。

(10) 病児(病後児)保育事業

当初の見込み量から日常的・緊急時等に祖父母等に見てもらえると回答した割合を除く補正をしている。

病後児保育は、ファミリー・サポート・センターで一部実施しており、引続き継続する。

病児保育は平成27年度から検討を開始し、平成29年度からの受入れを目指す。受入れ施設は、1日あたり3人を目安とする。

(11) 放課後児童クラブ

当初の見込み量から国の提案する補正率で補正をしている。

平成27年度から徐々に供給量を拡大し、平成31年度に目標達成する。

2年に1ヶ所のペースで(平成27年度に1ヶ所、平成29年度に1ヶ所、平成31年度に1ヶ所)学童クラブを新設することを目指す。

小4～小6の全面的な受入れは、平成29年度に開始することを目指す。

児童館の学童クラブは当面、確保方策として見込み、他のクラブの設置状況により実施方法の見直しを行うこととする。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

平成27年度から検討を開始する。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

平成27年度から検討を開始する。